

日本音楽療法学会「講習会・研修会・ワークショップ」等に関する認定規則
関東支部運用細則

1. 日本音楽療法学会が認める音楽療法に関する講習会・ワークショップ・研修会等（以下、「講習会等」と略す）を開催しようとする団体は、関東支部講習会等認定委員会に申請し、支部審査を経て音楽療法関係団体（以下、「登録団体」と略す）としての登録番号を取得しなければならない。また、登録団体が開催する講習会等の認定は、学会本部の認定規則に則するものとする。
よって関東支部における登録団体の認定基準、及び申請方法を次のように定める。
2. 登録団体認定基準
 - (1) 団体の責任者が日本音楽療法学会会員であること。ただし主催団体が行政機関などで、複数の支部役員が関与して実質的な企画・運営にあたる場合はその限りではない。
 - (2) 団体の責任者及び活動・運営の基盤が関東支部内にあること。
 - (3) 団体の規約または会則が定められており、それに基づき運営されていること。
 - (4) 団体の企画・実施・指導に3名以上が関与し、そのうちの2名以上が本学会本部・支部の役員、または認定音楽療法士でなければならない。
 - (5) 団体設立後1年以上の活動実績を有していること。
なお1年以上の活動実績の要件は、1年間に2回以上の講習会・研修会・ワークショップの開催である。
 - (6) 講習会等の開催・実施・運営にあたっては、本学会の倫理綱領に十分な配慮を要すること。
また、厳に営利目的であってはならない。
 - (7) 講習会等の内容については、音楽療法の臨床・研究やカリキュラム・ガイドライン上意義のあるものであり、その講師等の選任にあたっては適格な人選に配慮すること。
 - (8) 認定を受ける講習会が、関東支部会員に予め公開されていること。
 - (9) 認定後に不適切な活動が認められたときは、講習会等認定委員会の審査・支部役員会の審査・支部倫理委員会の審査によって登録を取り消すものとする。
3. 登録団体認定の申請方法
 - (1) 登録団体としての認定を受けようとする団体は、関東支部が定める様式（電子書式）に必要な事項を記載し、関東支部へ提出すること。
 - (2) 提出書類は以下の通りとする
 - ① 団体登録申請書
 - ② 団体の規約または会則
 - ③ 団体設立後の活動履歴書
 - ④ 実績証明書類（1年以上前に開催された講習会のパンフレット等）
 - (3) ①、③の書式は支部ホームページからダウンロードが可能。②、④はデータ化し関東支部講習会等認定委員会アドレスに送信のこと。
 - (4) 認定審査の結果は、関東支部講習会等認定委員会より郵送にて通知する。
4. 団体登録の取り消し
登録団体が団体の解散、閉会などの理由で登録を取り消す場合、関東支部講習会等認定委員会まで報告すること。書式は自由とする。

附則

1. 本規定は2013年7月7日の関東支部幹事会にて承認されたものである
2. 本規定の改廃は、日本音楽療法学会関東支部講習会等認定委員会の発議により起案され、支部役員会の承認によって行うものとする。
3. 本規定は2013年7月8日より実施するものとする。